

令和元年度大気環境研修実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

我が国においては、様々な大気汚染公害等への対応の過程において、国や地方公共団体等により各種の法制度及び施策が体系的に整備、実施されてきたところであるが、今日においても、微小粒子状物質による健康影響や大気汚染防止法に反する不適正事案の発覚など、新たな課題も顕在化している。このような背景から、本研修は、国及び地方公共団体等において大気環境保全業務を担当している職員が、大気・交通環境保全行政に係る基本的な考え方や昨今の情勢を踏まえた対応手法等の業務遂行に必要な専門的知識を習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互の啓発及びネットワーク形成を図ることを目的として実施する。

2. 期間及び会場

(1) 期 間： 令和元年7月2日（火）～7月5日（金）（4日間）
※期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 場 所： 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
TEL04-2994-9766 FAX04-2994-9306

3. 教科内容 裏面のとおり

4. 研修予定人数 100名

5. 受講資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国及び地方公共団体等において大気環境保全等業務を担当している職員
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者
- (3) 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生の推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者の「略歴書」及び下記7による「行政事例」を添えて、**令和元年6月5日(水)**までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7. 行政事例の作成

所属長は、研修を受けようとする者に別紙「行政事例の作成について」に基づき行政事例を必ず作成させた上、推薦書に添えて送付すること。

8. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

9. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。なお、受講の状態については、研修終了後、所属長に通知する。

10. 経 費

次の経費は所属長の負担とする。

- (1) 往復に必要な旅費：ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。
- (2) 滞在費：ただし、国家公務員（独立行政法人の職員を除く。）については、日額旅費を環境調査研修所から支給する。

* 次の情報を環境調査研修所ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

(URL <http://www.neti.env.go.jp>)

- 「研修ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。）
- 「実施要綱」、「略歴書」及び「行政事例の作成について」様式

教科目

I 大気環境行政を巡る課題と基本的な考え方を理解する。

1 基調講義

我が国の大気環境保全に係る法制度及び施策等を概観し、我が国の大気環境保全行政を取り巻く現状と今後の課題を理解する。 1.0

2 我が国の大気環境問題の系譜

我が国における大気汚染を中心とした公害の歴史を振り返り、現在の大気保全行政の礎が形成された過程について理解を深め、今後の施策検討に資する。 2.0

3 大気汚染対策 -微小粒子状物質 (PM2.5) や新たな水銀規制問題に重点を置いて-

我が国における大気汚染の近況を踏まえ、微小粒子状物質 (PM2.5) や新たな水銀規制問題など最近の重点取組事項について理解を深める。 1.5

4 交通環境対策

我が国の道路交通に起因する大気汚染や騒音、温室効果ガス等の様々な環境問題の現状を踏まえ、自動車単体や交通システム等に係る対策について理解を深める。 1.0

5 大気汚染と健康影響 -微小粒子状物質 (PM2.5) に重点を置いて-

微小粒子状物質をはじめとする様々な大気汚染物質が人の健康に与える影響について理解を深める。 1.5

II 重要な個別課題への対応手法を理解する。

6 大気汚染物質の削減技術

対象となる物質の種類や性状、排出の態様等によって異なる削減技術や施設の概要を知る。 1.5

7 大気汚染防止法における立入検査について

改正大気汚染防止法により立入検査対象が拡大されたことや不適正事案の実態や背景を踏まえ、同法に基づく立入検査の実施にあたっての留意点等について理解を深める。 1.25

8 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の解説を通じて確実な対策の実施に資する。 1.5

9 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策 -漏洩監視を中心に-

大気汚染防止法の作業基準に新たに規定された集じん・排気装置の漏洩監視等について理解を深める。 1.25

10 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策 -事前調査を中心に-

改正大気汚染防止法により新たに義務付けられた解体等工事の事前調査について理解を深める。 1.5

III 具体的な取組事例を知る。

11 地方公共団体による取組事例 -北九州市の大気環境行政-

激甚な大気汚染を克服した北九州市の取組状況を知る。 1.5

IV 知識の定着と問題解決能力の向上を図る。

12 行政事例研究及び全体発表

研修生において作成した大気・交通環境行政に係る行政事例をもとに、グループによる討議を行い、事例における問題等について理解を深め、問題解決の方向を探ることを通じて当該分野における対策への理解を深めるとともに、相互の啓発と交流を図ることで今後の業務に資する。 6.5

14 その他 (開・閉講式、オリエンテーション 等)

1.0

合計

23 時間

(注)

○教科内容は、都合により一部変更になることがあります。

○開講式は10時00分より行いますので、9時30分までに入所してください。

○閉講式は15時45分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。

○帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。